

改正 平成19年4月1日

（目的）

第1条 この事業は、障害や発達の遅れのある児童（以下「障害児」という。）に対し、その乳幼児期に適切な早期対応を行うための個別支援及び集団療育並びに家庭での子育てに関わる相談を行い、個々の成長発達と円滑な就学期への移行を促すとともに、子育ての支援を行い、障害児の地域での生活の質の向上を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は八王子市とし、事業を実施する施設の運営主体は、社会福祉法人等とする。

（利用対象者）

第3条 事業の対象者は、八王子市に住所を有する乳幼児年齢にある障害児とその保護者とし、通所による療育になじむ乳幼児又はその保護者とする。

（事業の実施）

第4条 この事業は、知的障害児通園施設および市内の保育施設等において実施するものとする。

（事業の内容）

第5条 事業の内容は次のとおりとする。

（1）療育支援事業

ア 個別支援

乳幼児期における家庭の役割の重要性を踏まえた早期療育とし、障害児とその家族への個別指導及び相談を行う。個別支援に当たっては、障害児一人一人の障害の種別、状況及び能力に応じた適切でより効果的な療育を行う。

イ 集団療育

療育において、集団療育を必要とする障害児へのグループ活動を通し、社会集団生活への適応能力を高め、円滑な就学への移行を行う。

ウ 就学後の支援

概ね就学後1年から2年までの間、就学した児童とその家族に対し、教育機関との連携を図りながら個別相談を行う。

（2）その他の事業

乳幼児とその家族が安心して地域生活を営むための専門的な療育機能を有する知的障害児通園施設が果たす役割の重要性を鑑み、身体に障害のある乳幼児の機能回復訓練の実施や広域な地域特性に配慮した送迎サービスの充実など、施設の特色や地域特性に即した事業の実施を行う。

（利用人員）

第6条 利用定員は、実施する施設の設備及び面積を勘案し、運営主体が定めるものとする。

（事業の運営）

第7条 事業の運営にあたっては、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、当該利用者又はその家族の身体、その他の状況及びその置かれている環境に応じた療育の支援、機能訓練、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導等を適切に行うものとする。

（職員等の配置）

第8条 この事業を行うに当たっては、指導員の外、事業において必要な職員を配置するものとする。

（構造及び設備）

第9条 この事業を実施するためには、相談室、集団活動室、便所、静養室を備えるものとする。ただし、利用者に支障のない場合は、他の施設の設備と共用できるものとする。

（2）建物の配置、構造及び設備については、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分考慮するものとする。

（運営上の留意事項）

第10条 職員は、利用者のプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に万全を期するものとし、正当な理由なくその業務を通じて知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。退職した後も同様とする。

- (2) 事業の運営は、毎年度事業計画を策定して実施するものとし、利用者の個別支援計画等は、利用状況等に応じて適切な支援ができるよう定めるものとする。
- (3) 利用者の健康管理については、障害の程度、状況等に十分に留意し、協力医療機関を確保し連携を図るものとする。
- (4) この事業を効果的に推進するための発達障害児療育支援ネットワーク等を整備し、この事業の企画・運営に発達障害児及びその保護者や関連機関等の意見等を反映させる措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。